

## 8 学生の支援

### (8-1) 修学支援体制

#### 基準 8-1-1

学生が在学期間中に教育課程上の成果を上げられるよう、履修指導の体制がとられていること。

【観点 8-1-1-1】入学者に対して、薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンスが適切に行われていること。

【観点 8-1-1-2】入学前の学習状況に応じて、薬学準備教育科目の学習が適切に行われるように、履修指導がなされていること。

【観点 8-1-1-3】履修指導（実務実習を含む）において、適切なガイダンスが行われていること。

#### [現状]

入学直後の新入生ガイダンスにおいて、「授業の内容（シラバス）」および「学生生活の手引」を配付し、それを用いて入学から卒業に至る本学の教育システムの全体像を把握させている。さらに、履修科目が基礎教育科目、基礎薬学科目、応用薬学科目、医療薬学科目に分類されている意義、分類科目の特徴、履修上の注意点、単位制度と卒業に必要な単位数、試験制度と成績評価法、進級要件等について説明している。引き続いてアドバイザー教員が担当各学生と面談し、学生からの質問を受け、将来の進路希望に応じて個別に助言し指導している。

薬学科（6年制）と薬科学科（4年制）の特徴と教育内容については、学科配属が4年次であることから、入学時から3年次後期の進路決定に至るまで、各教員が折に触れ説明し、3年次には教務部長による説明会を複数回開催している。

1年次前期には、導入教育科目を開講している。「早期体験学習1」では、広い視野から薬学および医療を理解させ、医療人となる意識を高めることを目的に、病院・薬局などの医療施設、環境・衛生を所轄する官公庁や研究所、製薬企業の研究所や工場等を、学生10名程度を単位に教員が引率して見学し、あわせて医療機関や企業から特別講師を招いて講義も行っている。また、同時期に開講している「薬学／医学概論」の授業では、3名の

薬学の専門家が、実体験に基づいて「医療人としての薬剤師の役割」、「化合物ができるまでの開発の流れ」、「薬と社会のかかわり：薬を管理する」をテーマに、また、2名の医師免許を持つ教員が、「身体を知る」をテーマに、医療現場における薬剤師の役割について講義し、薬学教育の目標を把握させ、あわせて学生の動機付けを図っている。

本学では、入学試験を7方式として多様化しているが、これら入学試験方式別に見た入学生の学力には明らかに差がある。特に、指定校制推薦入試の入学生は、入学試験に学力試験を課さないため比較的学力が低く、入学までに基礎学力の向上を図る目的で、英語、数学、化学、生物の4科目について課題を与え、入学前に試験を行って達成度を見届け、不十分な場合に指導する指導体制をとっている。また、平成20年度から、新入生全員を対象に、入学直後に化学、生物、数学の一斉学力試験を行い、入学時点での学力を把握する取り組みを始めた。試験結果をアドバイザー教員と1年次授業科目担当者に通知し、その後の学生指導と関連科目の教育に役立てている。

本学の入学試験は理科が化学と生物からの選択であること、高等学校での理科の履修状況が一律でないことから、入学時点における理科の予備学力が揃っておらず、高等学校と大学を結ぶ理科の入門教育を1年次に必修で行っている。1年次前期の「化学演習」では、1クラス40名程度の編成で8名の教員が担当し、化学についての基本事項の確認と問題演習を通じて基礎学力の定着を図っている。生物については、化学に比べ入学生の予備学力が十分でないところから、1年次前期に「基礎細胞生物学1」、後期に「基礎細胞生物学2」を配し、薬学教育のための基礎の修得に努めている。物理については、高等学校での履修者が少なく、苦手意識を持つ学生が多いところから、「基礎物理学1」、「基礎物理学2」を平易な授業として物理学への導入学習の意味を持たせている。

授業科目毎のガイダンスについては、担当教員が最初の授業で、当該科目が薬学に占める意義と履修のための注意を与える。実習科目では、初回授業をガイダンスとし、実習内容の解説に加えて事故防止に向けた心構えを説明している。特に、臨床実務実習は新しい履修科目であるところから、格別の指導体制で臨んでいる。薬学科（6年制）が5年次で

行う「病院実務実習」「薬局実務実習」のための準備学習として、4年次前期に「臨床導入実習」の授業を開講し、実践的な知識と技能の修得だけでなく、医療現場に臨む実習生としてのとるべき態度について指導している。

5年次後期に実施される実務実習の開始前（9月初旬）には、学内において実務実習事前学習のまとめを行った後に、実務実習のガイダンスを行う予定である。すなわち、本ガイダンスにおいては、実務実習の目的と心得、生活指導、自己記録・評価の方法、教員による訪問指導・評価の方法、単位認定の方法、緊急時の連絡方法、実習期間中の履修相談の方法と就職活動、実習報告会などについて学生に説明を行い質疑応答することとしている。なお、こうしたガイダンス内容については、「実務実習実施部会」が前もって、教務課、学生課、キャリアサポート課および総務課とも連携して説明、必要事項を整理し、要点を学生にもわかりやすくまとめたガイダンス用資料を作成し用意する。本部会はこの資料を学生に配付してガイダンスを行うこととしている。

#### [点検・評価]

1. 入学直後の履修ガイダンスと早期体験学習等の動機付け教育は十分に機能し、学生は薬学教育の全貌を理解したものと評価され、この時点では、薬学生としての自覚と目的意識に欠ける学生は、ほとんど見られない。
2. 最近4年間の入学生についての入学後学力動向の追跡調査によると、理科の入学試験で生物を選択した入学生は、化学選択の者のに比べ、やや成績が劣っている傾向がみられる。生物選択の入学生に対し、さらに改善策が必要である。
3. 履修科目毎のガイダンスについて、担当教員にすべてを委ねるのではなく、統一指針を設ける必要がある。

#### [改善計画]

平成22年度から、化学と生物の学力の引き上げと学習支援を目的に、「化学演習」と「基礎細胞生物学1」の補習授業を開設する。高等学校での理科教育の経験を有する教員を講師に、入学時の一斉学力試験結果に基づき受講者を指定し、受講を義務付ける計画である。

## 基準 8-1-2

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るための学習相談・助言体制が整備されていること。

【観点 8-1-2-1】担任・チューター制度やオフィスアワーなどが整備され、有効に活用されていること。

### [現状]

学生からの相談に対し指導・助言する態勢として、「アドバイザー制度」を設けている。教授、准教授、講師がそれぞれ、学年毎に7～8名ずつの学生を卒業まで担当する。アドバイザーの役割は、①修学指導と学業成績の伝達、②種々の相談への助言、③問題行動に対する指導、④諸手続の確認である。

新入生ガイダンスにおいて、入学生にアドバイザー制度を説明し、続いて学生とアドバイザーが個別に面談する。また、入学後の4月から6月までの期間に、アドバイザー毎に「新入生交流・導入教育」を実施している。この企画の目的は、アドバイザー制度の定着を図り、学生がアドバイザー教員とコミュニケーションをとれる関係にすることである。具体的な企画と実施時期はアドバイザーに委ねられているが、学生の意見を取り入れながら教員が決定する場合と、学生が主導して決定する場合がある。企画内容は、会食、オリエンテーション、工場見学、美術鑑賞、ハイキング、スポーツ、観劇、観戦など、多彩である。

学業成績は、前期と後期の Semester 毎に、アドバイザーが学生に手渡し、成績不良な場合には指導と相談に当たる。また、学業成績はアドバイザー経由で正保証人（父または母）宛てにも送付するが、必要に応じてアドバイザーのコメントを添える。進級と卒業のための要件を記載した文書を同封し、家庭からの問い合わせや相談にも応じている。

修学支援体制として、別に「修学指導委員会」がある。本委員会は、学業不振な学生を支援し、改善のための対策を講じることを主たる目的としている。委員長は学長であるが、教授の中から選出した副委員長、学長が指名した数名の委員から構成され、副委員長が実

質上の責任者として活動している。活動の内容は、年度により異なっている。平成 18 年度は、原級に止まった（留年）学生に対して、アドバイザーを交えた個別面談を行い、未修得科目、自主学習法、出欠状態や生活全般について実態を確認し、アドバイスを与えた。平成 19 年度は、学業不振者の実態を系統的に把握し、改善策を見出す目的で、共通の質問事項（留年の原因、通学事情、自主学習状況、履修困難な科目、将来の進路、現在の悩み、大学への要望等）について、アドバイザーが一斉聞き取り調査を行い、集計分析した結果が報告書としてまとめられた。平成 20 年度は、学業不振が著しく留年が複数回に及ぶ学生に限り、アドバイザーが個別に面談して、学生が抱える問題点を探り、改善に向けて指導と助言を行った。平成 21 年度は、授業の出欠状況を調査し、欠席がちな学生に出席を促すとともに、試験に向けて早めに準備に取りかかるように指導した。

平成 21 年度から、シラバスにオフィスアワーを記載している。オフィスアワーを指定している教員もあるが、少数である。大多数の教員は、空き時間に随時、対応している。

また、特に心理的な問題を抱える学生の相談に対応する「学生相談室」を設けている。計 2 名の臨床心理士が週 2 回午後開室して予約制で相談に応じている。相談室での面談以外に電話や E メールでの相談も受け付けている【基準 8 - 1 - 3 参照】。

#### [点検・評価]

1. 本学のアドバイザー制度は古く、学生指導体制の一つとして定着している。しかし、アドバイザー教員の間で、指導に対する考え方と指導内容の密度や助言に違いがある。多様性は、組織の画一化を防ぎ、豊かさの源であるが、教員の学生への対応の違いが、指導を受ける学生とマッチしない場合に、時に不満につながることもある。アドバイザーの役割と指導と助言のあり方について、統一指針が必要である。
2. 「新生交流・導入教育」を導入して 9 年になる。導入前と比較すると、この企画を経ることで、教員は担当する学生一人一人を把握でき、学生はアドバイザーに親近感を抱き、信頼関係の醸成に貢献している。アドバイザー全員がこの事実を実感し、新生

企画は学生指導を充実させる上で欠かせないものになっている。その一方で、企画がアドバイザー各人に委ねられているため、その意義と目的が拡散しがちで、その効果を絶えず検証する必要がある。

3. 現在のアドバイザー制度は、一人の教員が、入学から卒業に至るまで学生に係わる。一貫指導ができる反面で、教員と学生の個性がマッチしない場合に、機能不全に陥る危険性を孕む。修学指導委員会による指導体制の複線化は、この危険性を回避するための後方支援の役割も担っている。
4. 修学指導委員会は、学力不振者を支援し改善策を講じる組織として、その役割を十分果たしてきたとは言えない。学業不振の原因は様々で、対応は非常に難しいが、教務部、学生相談室等とも連携した対策が必要である。
5. オフィスアワーについて統一指針を設けていないため、教員の考え方や日常業務の多寡によって学生への対応に差がある。しかし、多くの学生が授業科目担当者を訪れ、不満の声もほとんどない。

### 基準 8-1-3

学生が在学期間中に薬学の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

【観点 8-1-3-1】学生の健康相談（ヘルスケア、メンタルケアなど）、生活相談、ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制が整備され、周知されていること。

【観点 8-1-3-2】医療系学生としての自覚を持たせ、自己の健康管理のために定期的な健康診断を実施し、受診するよう適切な指導が行われていること。

#### [現状]

本学では、学生の約3分の1が経済的支援のための奨学金を受給している。支給主体は、日本学生支援機構が中心であるが、公共団体、企業、篤志家等もある。また、本学校法人が、創立百周年記念事業として、平成16年「大阪薬科大学奨学金制度」を創設している。本学独自の奨学金制度は、寄付を原資とする8,500万円を基金に、①「特待奨学金」（2年次以上の学業優秀学部学生に対し、毎年、学年毎に総額110万円を7名に給付する）と、②「一般奨学金」（経済的困窮下にある。学部学生10名程度に、毎月4万円を貸与、1万円を給付する）からなり、後者の支給は、学業不振でないことが条件である。別に、学生の父母等が作る後援組織である育友会も「育友会奨学金制度」を設け、学業成績と無関係に、家計の困窮度を優先して支給者を選定し、学部学生10名程度に月額4万円または8万円を貸与している。また、学費を納入できず、修学の継続が困難な学生を対象に、「学費融資制度」を設け、年間5名程度に融資できる体制を整えている。現在の基金は、育友会の累積金3,300万円と、学校法人が預託した1,000万円の合計4,300万円である。1回の融資額は学費を超えない額とし、融資総額は3年分の学費を上限としている。

ヘルスケアのための「健康管理支援室」は、「健康管理室利用規程」に従って運営され、看護師資格を有する職員1名が常勤している。キャンパス内で起きた病気、怪我、事故などの緊急時には、応急処置を行い、時には下宿まで救護に出向く。看護師が対応できない場合は、応急処置を施した後、近隣の医療機関に搬送する。また、健康相談、衛生指導、食事指導にあたり、健康管理と疾病の早期発見に努めている（表8-1-3-1参照）。新入生が

イダンスでは、校医が健康管理の重要性と、喫煙と飲酒が健康に及ぼす悪影響について講演し、健康意識の涵養を図っている。特に禁煙については、平成 21 年度に「行動計画」を策定し、キャンパス内では当面分煙を徹底することとし、平成 24 年度からキャンパス内を全面禁煙とする計画である。薬物乱用については、平成 21 年度には元警察署長を講師に招き、違法薬物が身体と社会に及ぼす悪影響について、ビデオによる事例紹介を交えた講演会を開催した。

メンタルケアを担う「学生相談室」は平成 11 年 12 月に開室され、「学生相談室運営委員会」（委員長は学生部長）が運営方針を定め、それに従って運営されている。現在、火曜日と木曜日の午後に開室し、臨床心理士であるカウンセラー（女性）各 1 名が 1 日 4 枠を設け、相談に当たっている。（表 8-1-3-2、8-1-3-3 参照）特別な精神的悩みを持つ学生だけではなく、誰もが気軽に訪れることのできる「よろず相談所」を目指しており、定期的にキャンペーンを開催して、相談室の敷居を低くする努力を続けている。簡単な相談の場合には、学生はアドバイザーを相談相手に選ぶことがあり、学生指導に関する教職員からの相談にも応じている。なお、教職員や臨床心理士では対処できない深刻な場合に備えて、学術交流協定を結んでいる大阪医科大学から精神神経科医師を顧問に迎え、医療に繋げる体制にしている。全般的な学生の状況把握に資するため、「学生相談室活動報告」を発行し、アドバイザー教員に配付している。

人権が尊重され、男女共同参画とセクシュアル・ハラスメントのない安全で公正な環境のもとで学び、教育し、研究し、働く権利を保障するため、平成 13 年 12 月「セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関する規程」とガイドラインを制定した。セクハラに関する相談と訴えの窓口として、様々な職階と立場の相談員 10 名を置き、厳しい守秘義務を課して、何時でも相談できる体制を整えている。申立があった場合には、「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」が、勧告、調停、強制措置の中から適切な対処法を決定し、被害者の救済と問題の解決を図ることになっている。学生に対しては、「学生生活の手引」に相談員とガイドラインを掲載し、新入生ガイダンスで説明するとともに、セクハラ防止の

ための小冊子を常備して、大学の方針と対応を周知している。

学生定期健康診断は、学校保健安全法に基づき、毎年4月、全学生に実施する。新入学生の検査項目は、内科検診、胸部X線撮影、心電図検査、検尿、身長体重測定、聴力測定を経て、校医問診であるが、2年次以降は聴力検査に代わって視力検査を行っている（表8-1-3-4参照）。

#### [点検・評価]

1. 学校法人が設ける2つの奨学金制度と育友会が設ける奨学金制度、学費融資制度は、それぞれ目的と支援対象が異なり、互いに相補的な関係にある。外郭団体による奨学金と合わせ、経済支援のためのほぼ完全な体制が整備されている。なお、学生は支給額が多い奨学金を望む傾向があり、本学独自の奨学金については、基金を増額した上で、支給額の増額と支給（融資）条件の緩和が今後の課題である。
2. 平成21年4月に行った喫煙に関する全学一斉アンケートによると、喫煙率は男子学生で7.7%、女子学生で1.5%で、数年前と比較して大幅に減少し、職員の禁煙も劇的に進んでいる。現在、キャンパス内の喫煙者はごく少数で、禁煙行動計画も順調に遂行され、目下の分煙施策の違反者はほとんどない。
3. 現在までのところ、本学で薬物乱用が問題になった事例はない。
4. 学生相談室は、気軽に相談に出入りできるまでには、意識は進んでいない。また、医学的治療を要する深刻なケースに対しては、一般教職員はほとんど無力なため、治療に結びつけるための指導体制の確立が急務である。
5. 定期健康診断の受診率は、新入生を除き、ここ数年低下傾向にあり、改善策が必要である。

#### [改善計画]

1. 薬科大学に薬物乱用は絶対にあってはならない。平成22年度から、薬物乱用防止のための講演会を2年次以上の学生にも開催する計画である。

2. 深刻な心理的問題を持つ学生への対応は、難しい課題として残っている。平成 22 年度に精神神経医学を専門とする教授が着任するのを機に、メンタルケア体制を再構築する計画である。
3. セクハラ以外のハラスメントについて、防止と対処のための体制が未整備である。人権委員会規程とセクハラに係わる規程を見直し、ハラスメント防止のための体制を再構築する計画である。
4. 定期健康診断の受診率を上げるため、受診を強く呼びかけるとともに、受診しやすい日時、時間帯、環境の整備を検討している。

表 8-1-3-1 健康管理室利用状況（利用者の延人数）

	学生	職員	外科系	内科系	指導・相談	休養	転送
平成 18 年度	1,812	145	204	345	1,248	155	5
平成 19 年度	1,449	139	202	270	980	131	5
平成 20 年度	1,573	163	236	279	1,071	145	5
平成 21 年度	1,148	132	214	220	713	122	11

平成 21 年度は平成 21 年 12 月末までを記載

表 8-1-3-2 学生相談室利用状況（来訪者の実数）

	学業	進路	対人関係	心理的問題	身体的健康	恋愛・性	心理テスト	その他	総実数
平成 18 年度	5	2	3	4	1	0	2	7	24
平成 19 年度	9	2	10	10	0	7	2	5	45
平成 20 年度	7	0	8	9	1	0	0	4	29
平成 21 年度	3	0	8	20	0	0	4	9	44

平成 21 年度は平成 21 年 12 月末までを記載

表 8-1-3-3 学生相談室利用状況（来訪者の延人数）

	学業	進路	対人関係	心理的問題	身体的健康	恋愛・性	心理テスト	その他	総延数
平成 18 年度	9	3	3	37	2	0	2	10	66
平成 19 年度	9	2	10	18	0	11	2	5	57
平成 20 年度	23	1	57	52	3	0	0	8	144
平成 21 年度	3	0	17	64	0	0	4	10	98

平成 21 年度は平成 21 年 12 月末までを記載

表 8-1-3-4 定期健康診断受診状況（受診割合 [%]）

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	M1	M2	D1	D2	D3
平成 18 年度	97.9	63.0	89.1	86.8	100.0	78.2	100	100	100
平成 19 年度	98.1	55.9	84.6	85.2	98.3	86.9	-	0	75.0
平成 20 年度	97.3	43.0	42.7	88.9	98.8	96.4	0	-	33.3
平成 21 年度	97.2	72.7	56.3	53.2	97.3	97.6	100	0	-

#### 基準 8 - 1 - 4

学習及び学生生活において、人権に配慮する体制の整備に努めていること。

##### [現状]

本学では人権侵害を防止し、人権教育を推進することを目的に、「人権委員会」を設けている。学内の人権に関する取り組みは、この「人権委員会」が主導する形で行われている。「人権委員会」は、教授、准教授、講師の中から委員長（任期2年）を選出し、役職指定の4名（学生部長、教務部長、キャリアサポート部長、セクハラ対策委員長）、人権に優れた知識と経験を有する者1名、市民の立場の者1名、学生課長、その他必要と認められた者を加え、約10名の委員で構成されている。

本学の人権啓発への取り組みは、平成5年「人権委員会に関する取り決め」を定めたことに遡る。その後、なお一層の充実を目指して、平成19年改めて「人権委員会規程」を制定し（1）全学的な人権講演会の開催、（2）人権に係る資料の収集、（3）個別教科目の中での人権教育などを通して、本学構成員の人権意識の啓発に努めている。

（1）人権講演会について：平成9年度から現在まで、一時中断したことはあるものの、1年1回の開催を原則に、継続して行っている。当初の5年間は、人権週間に合わせて、「人権の世紀に向けて」と標するシリーズで、学外の専門家を講師に招いて大学主催の特別講演会を開催した。次の2年間は、新入生ガイダンスで、人権委員会委員が人権啓発のための講演を行った。最近4年間では、多くの大学でセクシュアルハラスメント・性暴力事件が頻発したことから、ジェンダーの視点から「性と暴力」を共通のテーマに、人権講演会を開催した。講師には学外の専門家を迎え、演題と受講対象は平成18年度が「性と人権」（全1年次生）、平成19年度が「セクシュアルハラスメントを学ぶ」（全学生と教職員）（計5回）、平成20年度が「女性と人権」（全学生及び教職員）であった。平成21年度には観点を換え、テーマと形式を改めて「高齢者と人権」（1年次生を中心に全学生と教職員）と題して講演会を開催した。人権講演会は開催当初から、1年次生には聴講レポートの提

出を義務づけ、人文社会科学系の授業科目（「人文・社会科学総合講座」または「人間と文化3」）の成績評価に加味することで受講率のアップと人権意識の浸透を図っている。また、これらの講演を「小冊子」にまとめ、または「大阪薬科大学紀要」に講演録として掲載し、次年度以降も学生に配付して、人権教育の教材として活用している。

（2）資料収集について：平成9年度から現在に至るまで継続して、人権委員会が人権に係る書籍その他の資料を選定購入し、図書館に「人権関係図書コーナー」を設け閲覧に供している（図書515点、DVD3巻）。

（3）個別教科目における人権教育について：主として基礎教育科目の授業の中で行っている。「人間と文化1c（人間と社会）」（1年次後期）では、公害問題を扱う中で「日本社会における差別の構造」を指摘し、「人間と文化4b（女性学）」（2年次前期）では、多様な分野にまたがる「性と人権」の問題を講じ、「人間と文化4c（人間と文学）」（2年次後期）では、ハンセン病をテーマに人権との係りも論じている。その他、語学・人文社会科学系の諸科目（1～2年次）や「異文化言語演習1、2」（3年次前・後期）の中の幾つかでも、該当箇所でも人権に係る諸問題に触れる授業を行っている。また、医療薬学科目の「社会薬学1（医療倫理）」（3年次後期）は、文字どおり、医療における患者の人権と深く係る諸問題を講じる授業である。

#### [点検・評価]

1. 本学は「人権に配慮する体制の整備」に向けて継続して努力し、その取り組みは他大学に比して決して劣らない。取り分け、継続的な人権講演会の開催と資料の収集は、単科薬科大学の中にあっては十分に評価されるべきものである。
2. その分野の第一人者を招いて継続的に人権講演会を開催し、講演録を残して次年度以降も教材として活用している点は特筆に値する試みである。また個別教科目における人権教育も、開講科目数に限りのあるカリキュラム編成の中で、概ね妥当なバランスと内容だと考えられる。

3. 薬学教育の過密なカリキュラムと時間割の中で、多岐に亘る人権問題に係る教育と啓発は、理念的（抽象的）なレベルに留まらざるを得ず、より具体的な事例に沿っての掘り下げた教育・啓発に努めることが今後の課題である。
4. 人権問題は複雑な側面を含み、価値判断にも係る豊かな学識を必要とする。そのため、学生に対して教育・啓発に努めるべき教職員の意識を今以上に向上させることも肝要で、地道な試行錯誤の努力が必要であろう。

[改善計画]

現行の「人権委員会規程」を、学生、教職員を含むすべての構成員を対象とする規則に改訂する予定である。

#### 基準 8 - 1 - 5

学習及び学生生活において、個人情報に配慮する体制が整備されていること。

##### [現状]

本学の個人情報の取り扱いと管理は、次の7項目からなるプライバシー・ポリシー（平成17年施行）に基づいて行っている。すなわち、①「個人情報の保護に関する法律」および関係諸法令および規程を遵守し、個人情報保護に関し継続的な改善に努める、②個人情報の収集にあたっては、利用目的を明らかにし、適正かつ公正な手段により収集および利用を行う、③収集した個人情報は、常に正確な内容を保つよう努め、また、厳正な管理のもとで保管する、④保有個人データに関する業務を学外に委託する場合には、漏洩や目的以外の利用を行わないよう契約で定め、厳重な管理を行うよう指導する、⑤収集した個人データは、本人の同意を得た場合や法令等により例外として取り扱われる場合を除き、原則として第三者へ提供しない、⑥本学が保有する個人データについて、本人から開示、訂正、削除、不服等の申し出があった場合には、必要な手続きを経て適正に対応する、および⑦「個人情報統括責任者」を置き、「個人情報保護委員会」を設置して、管理監督のための体制の整備と個人情報の保護に努める、である。

プライバシー・ポリシーに則り、平成17年12月には「個人情報保護規程」および「個人情報保護委員会規程」を施行した。個人情報統括責任者は理事長で、個人情報保護に係わる全学的な施策の推進には個人情報保護委員会が当たっている。

個人情報は、大学構成員はもとより、大学と接点を有するすべての関係者が対象となるところから、個人情報保護委員会もこれに呼応した委員構成となっている。本委員会は、個人情報の収集、利用、提供を制限することを基本に、またその例外、個人情報の開示請求、訂正請求および削除請求に対する不服申立てについて審議する。また、違反があった場合には、委員会で審議の上、違反の当事者に対して助言、指導、又は勧告を行い、必要に応じて学長および事務局長に報告又は提案を行う。なお、人権に関する事項を取り扱う

組織として別に「人権委員会」があり、個人情報の保護についても、必要に応じて人権委員会の意見を聞くことがある。

広報活動については、平成 11 年 5 月に制定（平成 19 年 4 月一部改訂）した「広報委員会規程」が、誤った情報、他人の名誉毀損、プライバシーの侵害、公序良俗に反する情報を禁止しており、本規程に従って、「広報委員会」が個人情報の保護に配慮して広報に当たっている。なお、規程の見直しにより、平成 22 年 1 月「学校法人大阪薬科大学広報委員会規則」に改訂され、今後は、広報委員会が広報の基本方針の策定と広報誌の発行を担当し、部会（社会広報、入試広報、学務広報の 3 部会ならびに必要に応じて設置する部会）が実務を担当する予定であるが、個人情報は引き続き厳しく保護される。

学生の個人情報については、最近の十数年間、継続的に制限と縮小の方向にある。平成 17 年度以降、学生の住所録は作成していない。平成 21 年度から、この流れをさらに徹底することとし、大学に提出する身上調査票の記載事項のうち、アドバイザー教員に開示する個人情報を見直した。学生本人については、氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、出身高校、取得資格に限ることとし、家庭環境に係わる事項は、正保証人の氏名、住所、連絡先電話番号に限っている。

大学から学生への成績伝達は、アドバイザー教員から学生本人に成績表を手渡す方法によっている。本人の都合で所定の期間内に受け取れない場合には、受け取りを代理人に委任することはできるが、代理人が本人の委任状を持参しなければならないことが決まりとなっている。

「学生相談室」【基準 8 - 1 - 3 参照】から、「学生相談室活動報告」が年 2 回発行される。配付先をアドバイザー教員に限り、記事についても、相談者の個人名や相談内容が特定されることのないよう配慮がなされている。

#### [点検・評価]

1. 個人情報を保護する体制は整えられ、直近の 4 年間に、深刻な個人情報保護違反の訴

えはなかった。個人情報保護委員会が取りあげたケースが一例あるが、情報所有者からの自発的申告によるもので、実質上、被害をもたらすものではなかった。

2. 学生に授業科目の試験の合否をできるだけ早く通知し、次の試験準備に向かわせるため、教員によっては合格者の学籍番号を掲示することがある。個人情報保護の観点から、慎重な対応が望まれる。

3. 大学による公式の成績開示を、学生に手渡す方法しか認めていないため、遠方から大学まで受け取りに来なければならない場合に不便で、改善を求める要求がある。インターネットのサービスを利用する方法が提供されているが、利用法が煩雑なため、学生と教員の双方に行き渡らない。

4. 学生相談については、守秘義務が厳しく守られ、個人情報が漏洩したとの訴えは皆無である。

#### [改善計画]

学科目毎の試験の合否結果および大学からの公式の成績表について、開示方法を電子化する計画である。個人情報は、学生毎にパスワードによって保護される。

#### 基準 8 - 1 - 6

身体に障害のある者に対して、受験の機会が確保されるとともに、身体に障害のある学生について、施設・設備上及び学習・生活上の支援体制の整備に努めていること。

#### [現状]

本学は7方式の入学試験を行っているが、いずれの入学試験についても、その受験資格に、身体の障害に対する制限を設けていない。また、健康診断書の提出も、原則として求めている。身体に障害があり、受験に際して特別措置を希望する志願者に対してのみ、事前の大学入試課への問い合わせを要請し、希望する具体的な特別措置とそれを裏付けるための健康診断書の提出を求める。こうした特別措置を申し出た受験生は、平成18年度3名、平成19年度1名、平成20年度3名、平成21年度2名であり、全員が希望する特別措置のもとで受験している。

身体の障害の有無が合否に影響することもない。合否判定は、入試要項で公表している基準に則って厳格に行われ、障害が理由で不合格になった例はない。実際、平成18～21年の4年間で、特別措置を申請した11名の志願者のうち、9名が受験し、6名が合格している。ただし、実際に入学手続きを行った者はいなかった。

入学手続きにおいても、健康診断書の提出を求めている。大学が学生の健康状態を把握するのは、入学後に行う定期健康診断が最初であるが、修学に差し障りのある障害が見つかった例はない。

施設・設備の面では、大学が現在地に移転し、学舎が竣工したのが平成8年であるところから、構造物のすべてが現在の建築基準を満たし、障害のある者に配慮した構造になっている。薬学教育が6年制に移行したことに伴い、新学舎を建設し、平成21年3月に竣工したが、新学舎においても同様である。各棟に身体障害者用トイレが設けられ、すべての階段に手すりがあり、必要な箇所に誘導ブロックや車椅子用スロープが取り付けられている。講義と実習、図書館、研究室、事務の諸部門、食堂に関しては、設置されているエレベーターとスロープによりそれらへの出入りと移動が可能な構造になっている。

しかし、大学会館と学生クラブハウスのみが例外で、階の移動に階段を使用しなければならない。また、いずれの構造物にも、廊下に手すりが設備されていない。身体に障害のある学生の日常生活を支援する体制は、これまで該当者がなかったこともあって、未整備な部分が少なからず残されているのが現状である。

[点検・評価]

1. 本学の建造物は、完全な意味でのバリアフリー構造ではない。しかし、建築が新しく、現在の建築基準法を満たしているため、軽度の障害に十分適応できる構造であり、入学生が不自由した例はない。
2. 聴力に障害のある学生に対して、講義と実習に配慮した例がある。難聴である本人の希望で、座席の最前列を優先的に利用できる措置を講じた。これ以外に、修学に不自由な障害を持つ学生は、近年、まったく在学していなかった。
3. これまで、生活支援を必要とする障害を持つ学生は在籍しなかった。将来の可能性に備え、学習・生活支援体制を検討する必要がある。

## 基準 8-1-7

学生がその能力及び適性、志望に応じて主体的に進路を選択できるよう、必要な情報の収集・管理・提供、指導、助言に努めていること。

【観点 8-1-7-1】 学生がそれぞれの目指す進路を選択できるよう、適切な相談窓口を設置するなど支援に努めていること。

【観点 8-1-7-2】 学生が進路選択の参考にするための社会活動、ボランティア活動等に関する情報を提供する体制整備に努めていること。

### [現状]

学生への進路・就職指導を的確かつ迅速に実施するため、「キャリアサポート部委員会」を置き、キャリアサポート課と一体となって業務を遂行している。「キャリアサポート部委員会」は、部長（教授：任期2年）、委員（教員7名）で組織されている。キャリアサポート課には専任の事務職員3名が配置され、うち2名はCDA（キャリア・デベロップメント・アドバイザー）資格を有し、学生支援に万全を期している。近年、学生のニーズが多様化したことから、学生各自の価値観に沿った進路・就職先選定のために、キャリアサポート部委員とCDA資格を有する事務職員を中心に、学生一人ひとりの希望、興味、能力、価値観に応じたきめ細かな対応に努めている。

#### 1) 学生に対する進路指導と支援

- ① 個人面談：学生に対する就職指導・支援を最重要業務と位置付け、キャリアサポート部委員による学生との一対一の個人面談を就職活動開始前に実施している。
- ② 個別指導：キャリアサポート課では、随時、学生の個別相談に応じ、応募先の情報提供、履歴書作成、エントリーシートの添削や面接ロールプレイを実施している。個別相談内容・結果はその都度記録し、キャリアサポート課内で情報の共有化を図り継続した指導に繋げている。
- ③ キャリアサポートガイダンス：低年次からのキャリア教育を重視し、1年次から社会人基礎力育成を目的としたガイダンスを実施している。また、職種選択の一助として、主に高年次を対象に「領域別ガイダンス」を実施し、製薬関連企業・病院・

薬局など多方面で活躍中の本学卒業生を招き、業務の紹介や職場の最新状況、先輩として働くことへのアドバイスを中心に実施している。

- ④ 職種紹介学内企業セミナー（製薬関連企業・病院・薬局）：学部学生、大学院生を対象に、自己の適性や能力を客観的に見つめ、自分に最も適した進路が選択できるよう、学生が進路先として望む企業の関係者を学内に招き、必要な情報を効率良く収集する場を提供している。

## 2) 新しい就職先の開拓

製薬業界が新規採用を抑制し、一方医薬分業の進展により病院薬剤師の求人が減少するなど、薬学生といえども雇用不安が拡大しているのが現状である。こうした情勢下において、本学卒業生の就職先との関係をさらに強化するとともに、新たな就職先の開拓に努めている。

## 3) キャリアサポート活動参考資料の整備

学生の就職活動を支援するため、「キャリアサポート部委員会」とキャリアサポート課が就職に関する各種統計資料を作成し、公開して学生の便に供している。

## 4) インターンシップの実施

学生が企業や公務員などの仕事内容を直接体験することで就職することの意義を正しく認識し、仕事に対する自己の適性を考え、就職活動を真摯に行う心構えをつくり上げることを目的として、平成 14 年度から継続して実施している。

## 5) キャリアサポート施設の充実

平成 21 年 4 月キャリアサポート課に面談専用室、応接室を新設し、さらに面談等の採用試験への対策を充実させるため各種 AV 機器を導入した。隣接するキャリアサポート資料室を拡充し、検索用パソコン、資料、大型スクリーンを増設して、多くの学生が自分の目的に合った資料をリアルタイムで収集できるよう施設の充実を続けている。

## 6) キャリアサポートツールの充実

平成 21 年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業 [テーマ B] 学生支援推進プロ

グラム」が採択されたことを受け、就職関係の冊子を充実させている。

平成 20 年度学部卒業生（56 期生）、290 名の就職率は 100%であり、進路の内訳は、薬局・ドラッグストア 21.7%（前年 23.3%）、病院・研修生 18.6%（14.5%）、薬業関連企業 14.1%（15.2%）、公務員 11.0%（5.7%）、大学院進学 32.1%（37.8%）、他大学進学 1.7%（1.1%）、その他 0.7%（0.4%）である。また、大学院博士前期（修士）課程修了者の就職率も 100%で、薬業関連企業 61.1%（前年 66.6%）、病院・研修生 11.1%（11.7%）、公務員 16.7%（11.7%）となっている（図 8-1-7-1）。

#### [点検・評価]

1. 「キャリアサポート部委員会」、キャリアサポート課および各研究室責任者が連携し、キャリアサポート情報を共有して指導と支援に当たることにより、学生のニーズに的確かつ迅速に対応できる体制となっている。
2. 学生の就職相談件数は年度毎に増加し延べ 1,459 件となり、職種別にきめ細かな指導・支援ができています。
3. 卒業生に対しても、本人からの相談や要請に対応して就職情報の提供を実施している。
4. 電子媒体による求人情報の提供が十分にできていない。学生の学外からのアクセスに対して、迅速に情報提供できる体制の整備が必要である。
5. メールや電話によるカウンセリングを通じた進路・就職指導を充実する必要がある。

#### [改善計画]

電子媒体で求人関連情報を開示する新システムを導入する。学生データ、企業データをさらに充実・管理する体制とする計画である。

現在事務職員 3 名中 2 名が CDA の資格取得者であるが、本年度中に残り 1 名が資格取得予定であり、これによりキャリアサポートの専門家として継続して学生のキャリアサポートに対応する。

表 8-1-7-1 平成 20 年度 4 年次生（56 期生）進路・就職内定状況

平成 21 年 3 月 31 日現在

		男 (%)	女 (%)	合計 (%)
薬 局		17 (15.3)	46 (25.7)	63 (21.7)
病院・診療所		3 (2.7)	39 (21.8)	42 (14.5)
病院研修生		3 (2.7)	9 (5.0)	12 (4.1)
薬業関連企業	(MR)	15 (13.5)	17 (9.5)	32 (11.0)
	(内勤)	2 (1.8)	7 (3.9)	9 (3.1)
公務員・教職員		11 (9.9)	21 (11.7)	32 (11.0)
大学院進学（博士前期課程）		57 (51.4)	36 (20.1)	93 (32.1)
他大学等進学		3 (2.7)	2 (1.1)	5 (1.7)
その他			2 (1.1)	2 (0.7)
合 計		111 (100)	179 (100)	290 (100)

※公務員には公立病院内定者も含む（現在 8 名）

表 8-1-7-2 平成 20 年度 大学院博士前期課程（33 期生）進路・就職内定状況

平成 21 年 3 月 31 日現在

		男 (%)	女 (%)	合計 (%)
薬 局		2 (8.0)		2 (3.7)
病院・診療所		1 (4.0)	5 (17.2)	6 (11.1)
薬業関連企業	(MR)	3 (12)	3 (10.3)	6 (11.1)
	(内勤)	13 (52)	14 (48.3)	27 (50.0)
公務員・教職員		3 (12)	6 (20.7)	9 (16.7)
大学院進学（博士後期課程）		3 (12)	1 (3.4)	4 (7.4)
合 計		25 (100)	29 (100)	54 (100)

※公務員には公立病院内定者も含む（現在 2 名）

## 基準 8-1-8

学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

【観点 8-1-8-1】在学生及び卒業生に対して、学習環境の整備等に関する意見を聴く機会を設け、その意見を踏まえた改善に努めていること。

【観点 8-1-8-2】学習及び学生生活に関連する各種委員会においては、学生からの直接的な意見を聴く機会を持つことが望ましい。

### [現状]

学生の意見や要望を受け付けるため、教務課前に「意見箱」を設置している。記名による投函を原則としているが、無記名のものも含まれている。意見の多くは、授業や科目履修など教務に関するものであるが、学生生活や大学施設に関するものも含まれている。必ずしもすべてが建設的であるとは言えないが、建設的な意見は無記名の場合も取り上げる。意見や要望は、内容に応じて教務課、学生課、施設課を経て、学長または教務部委員会（委員長は教務部長）、学生部委員会（委員長は学生部長）に伝えられ、担当課または委員会の検討を経て、妥当と判断される意見と要望に対しては、改善に努める体制を整えている。

授業についての意見は、前期と後期の授業科目毎に学生の「授業アンケート」を実施しており、質問項目ごとの評価とあわせて、授業に対する意見を記載することになっている。評価の集計結果と記載されたコメントは、担当教員に通知され、必要に応じて担当教員から学生に回答している。講義や演習・実習等に係わる意見は、月に1～2回程度開催する教務部委員会が取りあげる。また、成績不良の学生を指導するため学年単位でガイダンスを行っており、この場合は少人数のため学生からの質問や率直な意見を聴く機会となり、以後のガイダンスに反映させている。平成19年度には、修学指導委員会が中心となり、原級に留まったすべての学生を対象として、成績不良の原因と学生の実態把握を目的にアドバイザー教員が個別に面談し、成績の改善に向けて、授業科目担当者および大学に対する要望を聴き、集計結果が報告書としてまとめられた。成績不良の学生が大学に何を期待しているかについての資料となっている。

学生生活に関する学生の意見と要望は、学生部委員会が受付の窓口になっている。学生

の自治活動団体として「学友会」があり、学生部委員会が学友会と懇談する「学生部・学友会懇談会」を不定期に開催している。懇談会は、新入生歓迎会（5月初旬から中旬）、球技大会（6月初旬）、学園祭（10月下旬から11月初旬）などの学友会主催の行事に合わせて開かれ、企画の承認と施設の使用許可および結果の報告を中心に懇談するが、同時に学生生活上の意見を聴く場ともなっている。学生から出された意見や要望は、学生部委員会で精査し、学生部の範疇を超えるものは他の所轄部署に伝え対応している。学生の意識と実態を把握するために、「学生アンケート」を実施することもある。平成21年度に、通学事情を把握するためのアンケートを実施し、その結果に基づき、従来は禁止していたバイク通学を許可制に移行した。また、キャンパス内の禁煙を徹底するため、喫煙状況と禁煙に対する意識調査を実施し、キャンパス内の禁煙行動計画の策定のための資料とした。

キャリア支援のために、キャリアサポート部委員会とキャリアサポート課が、学生と個別の面談を行っており、学生からの意見や要望を汲み上げる窓口ともなっている。

学生の父母に大学の実情を説明し、併せて要望を聴くことを目的に、平成19年度から、学校法人が主催する「父母懇談会」を、10月から12月にかけて関東以西の7地区で開催している。大学からは理事長をはじめ、学長、教務部長、学生部長、キャリアサポート部長および学生課職員のうちから数名が出席し、また、育友会長が父母代表として出席する。熱心な参加者が多く、学科履修、試験、進級から学習環境、大学生活、進路、就職に至るまで、様々な質問や大学に対する要望や苦情が出されるが、学生の意見が伝えられる場合もある。出された意見には、理事長が指示して、直ちに対処している。

#### [点検・評価]

1. 意見を聴くための系統立った体制を敷いてはいないが、現状のままで、修学、大学生活、キャリア支援のすべての面で、学生の意見を聴取できている。また、学生からの建設的な意見には、ほとんどすべて適切に対処している。
2. 学習環境面の最近の要望に、自習室を拡充してほしいというのがあり、新学舎に自習

室の新設と開室時間の延長を行った。また、学生が利用できるパソコンが少ないとの意見があり、新学舎の自習室に12台を配し、22時まで利用できる体制とした。

3. 学生生活面の最近の要望に、通学バスの利便の向上、食堂のメニューや価格の改訂、携帯電話の電波状態の改善、キャッシュサービスの新設等が出された。経費の面で実現不可能なものを除き、改善できるものはすべて対処済みである。

4. レポートの作成に、パソコン上のデータを印刷出力できるようにしてほしいとの要望がある。経費と管理の面で解決しなければならない点があり、目下の検討課題である。

5. 卒業生からの意見を聴く機会は、特別には設けていない。実体験に基づく意見を汲み上げる何らかの対策が必要である。

## (8-2) 安全・安心への配慮

### 基準 8-2-1

学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-1】 実習に必要な安全教育の体制が整備されていること。

【観点 8-2-1-2】 実務実習に先立ち、必要な健康診断、予防接種などが実施されていること。

【観点 8-2-1-3】 各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理が行われ、学生に対して加入の必要性等に関する適切な指導が行われていること。

【観点 8-2-1-4】 事故や災害の発生時や被害防止のためのマニュアルが整備され、講習会などの開催を通じて学生及び教職員へ周知されていること。

#### [現状]

入学時に入学生に配付する「学生生活の手引」に、自分でできる応急処置、救急車の呼び方、大学構内の AED の設置場所、近隣の医療機関と診療科目を分かりやすく記載し、緊急事態に備えている。同手引には、また、講義、実習、体育実技、課外活動中などの事故処理について記載している。実習は最も危険性のあるものの一つであり特別の注意を払っている。また、「消防法」に則り、定期的に全学的な防災訓練を行っている。学内実習では、最初の授業を実習講義とし、担当教員が当該実習の意義と目的について講義する。その際、実習を安全に行うための注意を与え、起こり得る可能性のある事故への対応を解説している。こうした講義は実習科目ごとに行われるが、現在のところ安全教育のための全学的な体制はとられていない。

実務実習に際しては、学生自身が感染を持ち込まず、また感染に抵抗力のある健康体であることが受け入れ条件となることから、校医の指導により、事前の健康診断に以下の検査を計画している。

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| (1) HBs 抗原定性 (CLIA 法) | (2) HBs 抗体定性 (CLIA 法) |
| (3) HCV 抗体－Ⅱ (CLIA 法) | (4) 麻疹 IgG (EIA 法)    |
| (5) 風疹 IgG (EIA 法)    | (6) ムンプス IgG (EIA 法)  |

(7) 水痘・带状疱疹 IgG (EIA 法)      (8) ツベルクリン反応検査 2 段階検査

なお、本学の実務実習は 5 年次後期に割り当てられるため、初年度については、上記諸検査は平成 22 年 3 月に実施した。

在籍する全学生を被保険者として、(財)日本国際教育支援協会が運営する「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」に加入している。本保険は、講義、実習や体育実技などの正課中およびクラブ活動や学友会(学生の自治団体)などの課外活動中の事故による障害等を対象とし、死亡時に 1,200 万円の保険金が支払われるものである。また、通学特約を付帯しているため、通学中の事故にも対応している。保険料は育友会(学生の父母もしくはこれに準ずる者により構成)が負担している。なお、正課中と課外活動中の怪我の場合、初診を含む 5 回までの医療費と医療機関までの搬送費を大学と育友会が負担している。また、任意加入の制度として、平成 19 年度に、学研災の上乗せ補償制度として「学研災付帯学生生活総合保険」が創設された。怪我や病気の補償をはじめ、賠償事故に対する補償から扶養者の死亡に伴う学費補償に至るまで、学生生活全般をサポートするものである。この制度の発足を受けて、大学から入学生に入学手続き書類を送付する際に案内の文書と契約書類を同封し、情報の提供と加入の必要性の紹介に努めている。本保険に加入した入学生は、平成 19 年度が 56 名、平成 20 年度が 88 名、平成 21 年度が 95 名で、漸増している。なお、病院実務実習、薬局実務実習で起こり得る可能性のある事故に備えて、(株)損保ジャパンとの間で、(1)受託者賠償責任保険(学生が実習施設の機械装置を破損した場合、1 事故あたり 200 万円限度)、(2)定履行保証保険(感染症に関する災害補償約定により、学生が感染した場合に、1 事故あたり 500 万円限度)を契約しており、保険料は大学が負担している。

大学生活で起こり得る可能性がある様々な危機(災害、事故、犯罪、病気、

人権侵害、情報漏洩等）に迅速かつ的確に対処するため、「危機管理に関する規則」が設定されている。本規則に則り、学内危機管理の中心となる「危機管理委員会」が常置された。本委員会は、学長を委員長とし、教学部門（教員理事2名、教務部長、学生部長）と事務部門（事務局長、総務課長、教務課長、学生課長）よりの委員で構成されている。危機が発生した場合には、速やかに危機内容に応じた名称を付した「危機対策本部」を発足させ、ここに権限と判断を集中させて、臨機に対策を講じることとしている。また、危機が発生した場合の対応マニュアルとして、「防火管理規程」と「消防計画」がある。緊急連絡網の他に、消火、通報連絡、警備、避難誘導、救護のための体制が整備され、他の危機にも準用が可能となっている。

#### [点検・評価]

1. 「危機管理に関する規則」が整備されたことで、実務実習での突発事故に対する対処体制の整備ができた。緊急連絡網は、防火対策で整備済みである。
2. 事故や災害発生時の被害防止のための講習会の開催など全学組織的な取り組みが必要である。

#### [改善計画]

1. 万一の場合の補償を充実させることを目的に、平成22年度から、「学生教育研究災害傷害保険」の保険金額を、死亡に対して2,000万円に増額する計画である。
2. 消防法の改正に伴い、平成22年6月施行を目指して「防火・防災管理規程」を整備中である。